

## ◎ 児童扶養手当

### 1 対象となる方

次の条件にあってはまる児童を監護している母、児童を監護し生計を同じくする父、または父・母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当てを受けることができます。

児童とは18歳に達する日以後、最初の3月31までをいいます。

なお、心身におおむね中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当てが受けられます。

① 父母が婚姻を解消した児童

② 父又は母が死亡した児童

③ 父又は母が法に定める障害の状態（年金の障害等級の1級程度）にある児童

④ 父又は母の生死が明らかでない児童

⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童

⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

⑧ その他

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当ては支給されません。

- ① 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき。
- ② 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けることができるとき。

(3) 手当を受けようとする父又は母が、結婚の届出はしていないが事実上婚姻状態にあるとき。

### 2 手当を受ける手続き

右記の条件にあってはまる場合は、認定請求書及び次の添付書類を提出してください。認定請求のあった翌月からの認定となりますので、早めの手続きをお願いします。

① 対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）

② 世帯全員の住民票の写し

③ 振込先の通帳（請求者名義）

④ 印鑑、その他必要な書類

### 3 手当の支給方法

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、12月・4月・8月（各月とも11日）の3回、支払月の前月までの分が指定された口座へ振り込まれます。

4 手当の額（平成23年4月からの手当額です）

支給対象児童1人の場合

月額41,550円

支給対象児童2人の場合

5,000円加算

以下対象児童1人増すごとに3,000円加算されます。

ただし、請求する人の所得額にに応じて、手当の一部又は全額が支給停止になる場合があります。

### 5 現況届について

児童扶養手当の受給資格者（所

得制限で全部支給停止の方も含まれます）は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認及び8月分からの手当の支給額を決定するため大切なものです。

### 6 注意事項

次に該当する場合は、受給資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

① 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係、同居など婚姻の届をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の場合も含みます。）

② 対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託）

③ 国民年金・厚生年金・恩給などの公的年金を受けることができるようになったとき。

④ 遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます。）

⑤ 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくするようになったとき（父の拘禁が解除された場合を含みます。）

⑥ 請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくするようになったとき（母の拘禁が解除された場合を含みます。）

⑦ その他受給要件に該当しなくなったとき

## ◎ 特別児童扶養手当

### 1 対象となる方

20歳未満で、精神又は身体に中度又は重度の障害を有している児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に、この手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

(1) 手当を受けようとする父、母、又は療育者が、日本国内に住所を有しないとき。

(2) 対象児童が日本国内に住所が無いとき。

(3) 対象児童が児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき。

(4) 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

2 手当を受ける手続き

上記の条件にあってはまる場合は、認定請求書及び次の添付書類を提出してください。認定請求のあった翌月からの認定となりますので、早めの手続きをお願いします。

① 請求者および対象児童の戸籍謄（抄）本（外国人の方は登録済証明書）

② 世帯全員の住民票の写し

③ 対象児童の障害程度についての医師の診断書（※身体障害者手帳をお持ちの方は診断書の省略ができる場合がありますのでご相談ください。）

④ 振込先の通帳（請求者名義）

### 3 手当の支払

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、11月、4月、8月（各月とも11日）の3回、支払月の前月（11月は当月）までの分が指定された口座へ振り込まれます。

### 4 手当の額

○ 重度障害児の場合（1級）  
1人につき月額50,550円

○ 中度障害児の場合（2級）  
1人につき月額33,670円

ただし、請求する人、又は、配偶者・扶養義務者の所得額に応じて、手当が支給停止になる場合があります。

### 5 所得状況届について

特別児童扶養手当の受給資格者（所得制限で支給停止の方も含まれます）は、毎年8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」を提出しなければなりません。

この届は、特別児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認をするためのもので、

※それぞれの手当について、偽りその他不正の手段により手当を受けた場合は、罰則がありますのでご注意ください。制度の詳細については、ホームページ

(<http://www.town.china.lg.jp/>) をご覧いただくか、お問い合わせください。

【お問合せ先】

保健福祉課 内線121